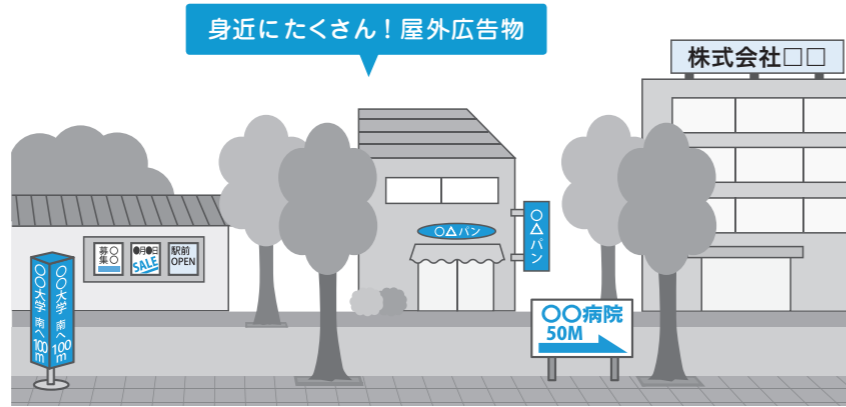


9月1日(火)~10日(木)は屋外広告物適正化旬間 屋外広告物は基準を守って掲出しましょう

屋外広告物とは、屋外に設置され、公衆に向け*、常時または一定期間継続して表示される広告物です。設置するには、周囲の景観と調和させ、落下防止など安全を確保する必要があります。条例で定められた基準があります。看板を設置するには、市の許可を受けなければなりません。また、定期的な安全点検や更新(継続)手続きのもと、適正な維持管理をお願いします。

※一般に誰もがその広告物を見ることができている状況。敷地全体が塀で覆われているなど、外部から見ることができない広告物は規制対象外



屋外広告物の種類

自家用広告物

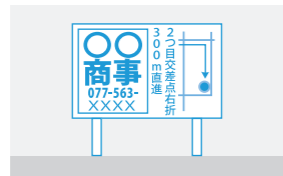
店舗や事務所などを営んでいる場所で事業内容を表示するもの



自己店舗などの敷地に設置

非自家用広告物

左記以外の任意の場所に表示するもの



店舗などのない敷地に設置

特に交通量が多い幹線道路沿いは宣伝効果が高く、非自家用広告物が乱立する恐れがあります。市では景観に配慮し、案内図板(先行案内の目的に限る誘導表示が40%以上)、面積や高さ、共同掲出する場合の許可基準について、平成25年に県条例から市条例に移行した際に、厳しく変更しています。

案内図板の例。表示面積の40%以上が、案内表示であるもの



問 都市計画課(4階) ☎561-6507、FAX561-2486

高齢者インフルエンザ予防接種

◎ 10~12月(医療機関により最終日は異なる)

所 草津・栗東市内の実施医療機関

対 65歳以上の人、60~64歳で厚生労働省指定の障害がある人(詳しくは、かかりつけ医にご相談を)

費 1,500円

他 生活保護世帯・市民税非課税世帯は、接種1週間前までの申請で接種費用を免除(郵送も可。本人確認2点要、接種後の申請不可)。代理人の場合はご連絡を

・草津・栗東・守山・野洲市以外の県内での接種は、健康増進課へ事前にご連絡を

申 9月1日(火)~12月22日(火)(必着)

申・問 健康増進課(2階)

☎561-2323、FAX561-2482

成人式は成年年齢引き下げ後も20歳を対象に実施します

令和4年4月1日施行の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。以降の成人式について方針をお知らせします。

・開催時期: 1月【成人の日を含む3連休】(現行通り)

・対象年齢: 20歳(現行通り)

進路決定の重要な時期を避け、一般成人と同様の権利を行使できるようになる20歳に、改めて成人の権利と義務を自覚する節目の機会とします。

・式典名: 【草津市20歳のつどい】

成年年齢と合致しないことから、「成人」を用いない名称に変更します。

問 生涯学習課(6階) ☎561-2427、FAX561-2488

10月1日よりロタウイルスワクチンの定期接種を開始

詳しくは、市のホームページをご確認ください。

対 令和2年8月1日以降の出生児
※ロタウイルス: 乳幼児をはじめ、子どもにも多い急性胃腸炎を引き起こす

問 健康増進課(2階)

☎561-2323、FAX561-2482

第17回 草津街あかり華あかり夢あかりの中止

10月30日(金)、31日(土)に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止と、参加者の健康と安全を考慮し、中止になりました。

問 商工観光労政課(4階)

☎561-2351、FAX561-2486



はしかわ市長の

だいすき! くさつ

~出会いの365日~

安全・安心で健幸なまちをめざして

新型コロナウイルスの感染者が全国で再び拡大しています。皆様におかれましては、3密の回避やマスクの着用、手指の消毒など、感染防止対策の徹底をお願いします。

コロナの終息が見えない中、毎年のように全国各地に大きな被害をもたらす、台風シーズンに入りました。

今号の特集では、自分の身近な危険として、災害時にとるべき行動などを紹介しています。ごきょうごう時に取る行動には、日ごろの備えが大切になります。えふえむ草津では、災害など、非常時においても情報を発信していますし、第1・3火曜に放送している「Happy BOUSSAI」では、安全・安心に役立つ情報をお届けしています。緊急時の情報源として、ご活用ください。

また、第3水曜には「スマートウェルネスくさつ」を放送し、健幸をテーマにさまざまな分野から、市の取り組みを紹介しています。本市では、住む人も訪れる人も健幸になれるまち「健幸都市」をめざしています。皆様が生きがいを持ち、健やかに幸せであること

で、まち全体に活気があり、草津に住んでよかった、訪れてよかったと言われる、魅力的なまちをつくっていききたいと思えます。

この健幸都市につきましては、もう一つの特集で、健幸ステーションを紹介しています。健幸ステーションとは、身近な地域の施設に健康測定機器などを設置し、皆様の健幸をサポートしたり、健幸情報をお届けしたりするものです。健幸づくりや人との交流拠点として、ぜひ一度お立ち寄りください。

今、コロナに感染された方や、感染者が発生している施設、そこで働く方、医療従事者の方や、そのご家族に対する誹謗中傷、差別や嫌がらせなどが問題となつて、います。コロナウイルスは、誰がどこで感染してもおかしくない状況です。皆様には、思いやりの気持ちを持って行動いただきますよう強くお願いいたします。

まだまだ暑い日が続きます。熱中症にも気を付けながら、心をついに、共に乗り越えていきましょう。

※このメッセージは8月18日時点のものです

住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額を受けるためには、3カ月以内に申告を

要件を満たす改修工事を行い、工事完了後3カ月以内に申告すると、翌年度の固定資産税が減額されます(都市計画税は減額されません)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	10年以上前に建築された住宅	平成20年1月1日以前に建築された住宅
固定資産税年間の減額範囲	床面積120㎡以内について2分の1減額	床面積100㎡以内について3分の1減額	床面積120㎡以内について3分の1減額
要件	工事費が50万円を超える工事	・自己負担工事費が50万円を超える工事 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・高齢者や、要介護・要支援認定を受けている人などが居住している	・自己負担工事費が50万円を超える工事 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下

問 税務課・資産税係(1階10番窓口) ☎561-2310、FAX561-2479

下水道へ接続しましょう

9月10日(木)は下水道の日です。生活環境の向上と、琵琶湖をはじめとする自然環境を守り、きれいな水を未来へつなぐため、下水道へ接続しましょう。9月1日(火)~11日(金)に、市役所1階で下水道の歴史についてのパネルを掲示します。

水道水以外の水(井戸水など)を下水道に流す場合は、必ず申告してください。

問 水道お客様センター(2階) ☎561-2441、FAX561-2481、上下水道総務課(2階) ☎561-2440、FAX561-2481